

報告第18号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

専決第13号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年11月10日

幸手市長 木村純夫

記

1 相手方

住所 幸手市大字上吉羽2100番地77

氏名 中央エアゾール化学株式会社

代表取締役社長 小池清一郎

2 事故の概要

令和4年8月25日午前9時40分頃、幸手市東五丁目地内において、経年劣化した水道管の破損により、濁りが生じた水道水が市内大字上吉羽2100番地77に所在する相手方工場に流入し、相手方が設置している部品に損害を生じさせたものである。

3 損害賠償額

金118,580円

上記金額の内訳

部品代 118,580円

合計 118,580円

